

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
保険業法施行規則		
1	妊娠を目的とした処置である人工授精や体外受精は「不妊治療」に該当するという理解でよいか。 また、妊娠を目的とした処置である男性に対する精巣生検（精巣の一部を採取して組織検査を行う処置）や精巣内精子抽出法も「不妊治療」に該当するという理解でよいか。	不妊治療の該当性については、個別具体的に判断されるべきものではありませんが、基本的には、「不妊治療」に該当するものと考えられます。
2	第4条第2号の「不妊治療」に該当する処置は、業法第3条第4項第2号ホの「治療」にも該当するという理解でよいか。	貴見のとおりです。
3	不妊には、その原因が明らかなケースだけでなく原因が判然としないケースがある。対して、「治療」は「疾病や傷害を直すため医師の管理下にある状態をいう」と解されていると理解している。疑義を避けるために、原因が特定できない不妊状態への処置については、規則5条の「治療に類する行為」に規定すべきではないか。	今回新たに規定する保険業法施行規則第4条第2号の「不妊治療を要する身体の状態」には、原因が特定できない場合の不妊状態も含まれます。当該場合に行う不妊治療に係る行為は保険業法第3条第4項第2号ホに規定する「治療」に含まれるものと考えます。
4	例えば、女性に不妊に係る原因がなく、パートナーである男性に不妊に係る原因があるようなケースにおいて、当該女性に対して「不妊治療」を行う場合、当該女性の状態は「不妊治療を要する身体の状態」に該当するという理解でよいか。	「不妊治療を要する身体の状態」については、個別具体的に判断されるべきものではありませんが、基本的には、男性に不妊に係る原因があるケースにおいて、そのパートナーである女性に対して不妊治療を行う場合については、「不妊治療を要する身体の状態」に該当するものと考えられます。
5	平成25年金融審WG報告書では「不妊治療保険の特性をふまえた商品設計・リスク管理が行えるよう、実務的に更なる検討を行う」べきと指摘されているが、どのような検討を行ったのか。	不妊治療に係る保険については、不妊事由の発生には偶然性が認められ、不妊治療に要する費用を経済的にてん補するニーズもあることから、保険の対象となる要素を備えているた

		<p>め、今般、引受けを認めることとしました。</p> <p>モラルリスクや逆選択等の諸課題については、実際の商品化に当たり、各保険会社において適切に検討が行われるものと考えていますが、金融庁としては、その状況を引き続き注視してまいります。</p>
6	<p>不妊治療に係る規定の追加に賛成である。治療は先の見えないもので、不安も多く、金銭的負担も大きいので、治療中であっても条件付で加入できるようにしてほしい。</p> <p>現在の医学では原因不明というものもあり、望んでいる全ての女性が治療を受けられるようお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
7	<p>検査を受けて、医師から妊娠の可能性が低いと言われた。しかし、妊娠するかどうかの結果は誰にも分からないと思う。今回のニュースをみて是非、保険に入りたいと思った。是非、医師の診断後で治療を受けている、いないを問わず誰でも入れる保険になる事を願う。費用の負担が少しでも軽減されると、10年後20年後の少子化問題も軽減されると思う。</p>	
8	<p>今回不妊治療に係る規定を追加していただき大変喜んでいる。現在不妊治療中の人も大変金銭的に困っている方も多いので、治療中の人も当該保険の引受け対象になればすごくありがたい。検討をお願いしたい。</p>	
9	<p>今回の規定の追加については反対である。</p> <p>社会等の負担を考えると、不妊治療自体に疑問があり、不妊治療を後押しする保険の導入を認めるべきではない。</p>	<p>不妊治療に係る民間保険の引受けについては、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成25年6月）において示された考え方を踏まえ、不妊事由の発生には偶然性が認められ、不妊治療に要する高額な費用を経済的にてん補するニーズもあることから、保険の対象となり得る</p>
10	<p>保険各社がこのような「商品」を発売することに反対である。</p> <p>相互扶助の精神に基づく国民皆保険制度の基本が揺るがされる可能性があることは避けるべきであり、有効な治療は全国民が恩恵を受けられるべき。不妊治療の経済負担を安易に民間保険会社に託すことは国が責任逃れをしていることである。</p>	

<p>また、アメリカでは不妊治療が保険会社の商品となった結果、一定の妊娠成功率がある病院にしか保険金が支払われないために、患者の選別が行われたり、「非配偶者間生殖医療」が勧められたり、保険会社がクリニックの治療方針に関与するなどの問題が生じている。それから、アメリカのがん保険会社が日本で大儲けしているように、日本経済には独自の哲学があるにもかかわらずアメリカの考え方に振り回されているのではないかが気になる。</p>	<p>ため、今般、不妊治療一般に係る保険引受けを可能とするための規定の整備を行うものです。</p>
---	---